

長野県革新懇ニュース

2015 年 9 月号
(発行日 9 月 10 日)
年会費 5000 円 (送料込)
振替 0510-3-15971

195

発行 日本と信州の明日をひらく県民懇話会
(長野県革新懇) 発行人：山口光昭 編集長：高村裕
〒380-8790 長野市県町 593 高校教育会館内
TEL：026-234-1231 FAX：026-234-2219 メール：takamura.hiroshi.nagano-h@educas.jp

革新懇の 3 つの共同目標

- ①日本の経済を国民本位に転換し、暮らしが豊かになる日本をめざします。
- ②日本国憲法を生かし、自由と人権、民主主義が発展する日本をめざします。
- ③日米安保条約をなくし、非核・非同盟・中立の平和な日本をめざします。

戦前の苦い教訓が 弁護士会の活動の原点

高橋聖明 さん

(長野県弁護士会会長)



1958 年長野市生まれ。77 年長野高校卒業、81 年早稲田大学法学部卒業、91 年司法修習修了、同年弁護士登録・法律事務所開設。信州大学大学院法曹法務研究科特任教授、長野県中央児童相談所アドバイザーなどを歴任。

憲法の存在意義が失われる

Q ご多忙の中、本当にありがとうございます。早速ですが、今、審議されている安保法案についてはどうお考えでしょうか？

A 実は昨日、弁護士会として私も国会に行き、県選出の議員の皆さんを中心に要請をしてきたところで、その反応ですが、民主党など野党の皆さんは当然ですが、自民党の皆さんも困っている様子でした。ところが、そうしたことが自民党の中でほとんど議論にならないわけで、それが大きな問題だと思います。今回の法案については、集団的自衛権を閣議で決定し、それを盛り込んだわけですから、見過ごすことはできません。自衛権の問題

については、個別的自衛権も憲法上許されないという意見もありますが、そうはいっても 3 要件のもとでは認められるというのが歴代の自民党も含めた考え方だったわけです。

ところが、それを一内閣の閣議決定で覆すわけですから、手続き論からいっても許されるものではありません。安倍首相は狭い範囲の集団的自衛権なんだといっていますが、これは程度の問題ではありません。質的にまったく違うものです。政府の解釈で変えられるということになれば、憲法の存在意義が失われてしまいます。だから、日弁連をはじめ、全国の弁護士会がこぞって反対しているわけです。

この点については、国会の参考人質疑で自民党推薦の長谷部恭男先生が明確に違憲だと述べたことで、国民的な理解が広がったと思います。個人的見解ですが、自衛権問題については、日本がヨーロッパのように陸続きではなく、島国であるということも影響していると思います。

憲法は人権を守るもの

Q 磯崎陽輔首相補佐官が、法的安定性は関係ないと発言しましたが、この点についてはいかがですか？

A まったく論外な考えですね。法体系では、法的安定性というのは大前提なんです。ただ具体的な事案では具体的な妥当性が問われることがあります。言うならば、法的安定性と具体的な

妥当性というのはセットなものです。著名な民法学者の我妻栄先生はこのことについて、建前と本音ということをおっしゃっています

が、法的安定性とは建前、具体的な妥当性とは本音です。建前というのは堅苦しいように思いますが、建前があるから権力者の横暴を抑えることができるのです。だから法律家は建前としての法的安定性のもとで、本音としての具体的な妥当性を追求すべきであるということです。一見、堅苦しい前提ではあるが、それが崩れたら法体系が成り立たなくなることです。その意味では、磯崎氏は法律の根本を理解していないと言えます。

それとの関連で、立憲主義についても述べておきたいと思います。今回の法案を契機に立憲主義の議論が高まってきたと思いますが、立憲主義とは一言でいえば、国家権力を憲法が制限するということです。これは歴史的には国家権力が人権を侵害してきたという背景があって、できてきたものです。マグナカルタにもありますが、君主でさえ憲法を守らなければならないのです。この立憲主義の立場に立てば、多数者であるからといって好き勝手に何でもできるというわけではありません。一般には民主主義という人権が守られるという誤解がありますが、多数決では少数者の人権は守られません。立憲民主主義では少数者であっても憲法に規定された基本的人権などはしっかりと保障されるべきなんです。自公政権が多数でどんな決めていく事態は立憲主義に反するものだと言えます。

きなんです。自公政権が多数でどんな決めていく事態は立憲主義に反するものだと言えます。

弁護士会の中にも、手続き論で安保法案に反対しつつも、憲法については改正すべきだという方もいます。ただ、憲法は人権を守るためにあるもので、その人権規定を変えるということはずべてできないし、さらに国民主権、基本的人権、恒久平和の憲法 3 原則を改正することはできないと考えています。今、弁護士会が安保法案に反対しているのは、一つは憲法をないがしろにする手続きの問題と、もう一つはその内容が平和主義に反するからです。

実は、日弁連が今年 5 月の総会で宣言を出していますが、その中で「戦争は最大の人権侵害であり、人権は平和の下でこそ守ることができる」と述べて、さらに「戦前、弁護士会は、言論・表現の自由が失われていく中、戦争の開始と拡大に対し反対を徹底して貫くことができなかった」として、戦前の翼賛体制に組み込まれてしまった弁護士会の在り方についても反省を表明しています。今、日弁連をはじめ全国の弁護士会が安保法案反対の取り組みを行っているのは戦前の苦い歴史を繰り返してはならないという思いがあるからです。

全力で成立を許さない

Q いわゆる 60 ルールなどの関連で、今後の対応が焦点になってきますが、

この点についてはいかがですか？

A 自民党の中にも内心は今の動きを良しとしない皆さんも結構いると思うんですが、今の自民党では民主主義がはたらいっていない状況ですね。要するに安倍総理に意見を言えない。反対すると党議違反ということとで推薦がもらえないから、沈黙せざるを得ない。従来は、自民党の中にもタカ派とハト派がいて、バランスをとっていたように思いますが、今はまったく動きがとれない状態だと思います。そういう中では、再び強行採決ということもあり得るかもしれません。そうすると、成立するわけですから、その後は廃止に向けた取り組みを引き続き粘り強くすすめることになりま

営業が苦手で弁護士に

Q 話ばかりですが、弁護士をめざした動機をお聞かせください。

A 実家が商売をやっていたものですから、大学卒業後は自分で何かやりたいと